

終章

義持が典型的な管領政治を推進したのに対し、義教は、毎事鹿苑院殿の佳例に従う方針をとった。即ち、前政治形態に修正を加え將軍專制を志向した。

俄に將軍位についた還俗將軍ということもあって幕府内部に自己の基盤がなかったことや、將軍位を狙う關東の持氏や南朝勢力に担がれた義昭の動向など、義教嗣立後の幕府は、当初から政治的に困難な問題に直面した。

嗣立後の三年間の政治過程を見ると、制度改革や法令の発布等が、急速に推し進められたことがわかる。それらの政治改革の中で、統治権発動の最も重要な部分が裁判権の掌握である。義教が権力集中のために注目したのが奉行人層であつて、將軍 奉行人という関係を制度化するに至る。こういった状況が管領の機能低下を招いたことは勿論である。

思つに、義教政権を象徴的に表現している事柄が三つ考えられる。

- ① 満濟の日記に書き記された正長元年五月の所信表明
- ② 追加法一九四を施行したこと

③ 『御前落居記録』と『御前落居奉書』が現存したことである。

さて、すでに述べてきた通り、①の所信表明に示された「如旧評定衆并引付頭人等被定置度也」にある評定引付の設置はなかつたが、従来から幕府に存在した右筆方奉行人を駆使して義教流の御前沙汰を実現したこと、また、「諸人不含愁訴様」の精神は、実際はともかくとして、理想論としては義教の心情として存在したと考えられる。これは参考資料一四七「不依尊卑親疎」等の文言にも看取されるものである。

次に②追加法一九四は、訴訟手続きに関する一条文であることはまちがいない。しかし、「上裁并賦別奉行之外」の文言にこめられているもの、ここにある「上裁」こそ、義教が専制君主たるを公言したことになるに違いない。この「上裁」を制度化し合法化したのである。

この「上裁」の範疇から、義教は元服以前から御前沙汰（伺事）を実施していたと考えられる。それ故に③に挙げた二つの史料が各々の場で作成され、その内のある部分が中断されたために残ったと推測されるのである。

既述した通り、義教の御前沙汰体制の実施は、元々あつた組織を利用して「政所執事代 右筆方奉行人衆」の中で行なわれた。彼ら実務官僚が審議・対決・記録・判決原案作成を行なつた。義教の御前では訴の披露・判決（決定）・諮問はあつたが、御前の評定会議はなかつた。また、管領の同席はなく、全ての最終判決権を将軍一人が掌握した。この体制は得宗専制体制に類似するものである。

かつて北条貞時は、全判決権を掌握する得宗専制体制を構築した。この体制の柱となつたのが得宗被官（御内人）であつた。

義教は、管領制という大きな枠組の中に、御前沙汰体制を設置した。この体制を支えたのは、奉行人層であつた。判決を伝達する文書のあり方から見れば、管領奉書 遵行状 打渡状の流れから、奉行人奉書への移行である。

訴訟制度という観点から義教政治を見れば、次代の範となつている点が多々認められる。それを列記すると、

○意見制をとり入れたこと

○裁判制度の改革（伺事）・整備などの法令発布

○家柄ではなく実務に長けた奉行人層の登用

○『御前落居記録』永享四年九月廿九日条が、永禄五年二月返答草案に判例として利用されていること（『蜷川家文書』廿二に確認される）

○『室町家御内書案』寺社領文書永享年中として『御前落居奉書』がすべて収録されていること

○永享三年作成の起請文が、法令集『建武以来追加』に収録されている事実は、先例と見做されたと考えられること

○『御前落居奉書』永享三年十月十七日条「洛中洛外土倉質物事」が、前文そのまま「室町幕府法」追加法二〇三に見えること。

○義教以降、奉行人奉書が幕府発給文書の主流となっていくこと

以上右に記したように義教が実現した訴訟制度の改革や整備は、後の亀鏡となつたと思われる。

また、御前沙汰体制は、將軍義晴期までは、部分的ではあつても制度として後の將軍らが参考にしたことがわかっている。

しかし、嘉吉元年（一四四一）六月、義教は赤松満祐に討たれた。義教の政治面（守護対策）の亀裂により起きた事件であつた。室町幕府は基本的には有力守護勢力のバランスの上に成立する政権である。嗣立当初より義教を支え続けた満済も重臣も今は亡く、將軍権力と守護勢力のバランスが崩れはじめたのである。即ち、余りにも性急な守護抑止政策の破綻であつた。

義教は訴訟制度の完成をめざした。一方、その表面に掲げた精神（撫民、徳政思想）とは別に、裁判を政治に利用することにより、より強い幕府、より強権の將軍位をめざしたことも確かであろう。義教流將軍専制体制の確立

である。彼が導入した御前沙汰体制こそが、専制君主を支える重要な柱であった。

義教の政治改革や御前沙汰の一端を証す残闕史料として、『御前落居記録』・『御前落居奉書』の存在は意義がある。これら二つの史料は、別々の目的で、別々の場で作成され、「中断」という事故により却って逆に残存するに至った。

義教専制は義持から義教に政権が交代して以降、十年余で終焉となった。幕政は再び管領によって代行された。この後、成人した息義政によつて、御前沙汰・親政等を見るが、その初政は、大略、父義教の諸政策を襲するものであった。

今回は、訴訟制度の側面からの考察を試みたが、政治的側面（守護対策、側近勢力等）からの考察も必要であり、両側面からの追究があつてこそ、真の義教政権は解明されると実感した。後日を期したい。